

四半期報告書

(第4期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

株式会社バンダイナムコホールディングス

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	11
第4 提出会社の状況	12
1 株式等の状況	12
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	20
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	22
2 株価の推移	23
3 役員の状況	23
第5 経理の状況	24
1 四半期連結財務諸表	25
(1) 四半期連結貸借対照表	25
(2) 四半期連結損益計算書	27
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	28
2 その他	40
第二部 提出会社の保証会社等の情報	41

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月7日
【四半期会計期間】	第4期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社バンダイナムコホールディングス
【英訳名】	NAMCO BANDAI Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高須 武男
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番2号
【電話番号】	(03) 5783-5500 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部長 浅古 有寿
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番2号
【電話番号】	(03) 5783-5500 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部長 浅古 有寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	89,979	460,473
経常利益(百万円)	2,490	36,198
四半期(当期)純利益(百万円)	1,018	32,679
純資産額(百万円)	275,386	289,944
総資産額(百万円)	373,599	413,023
1株当たり純資産額(円)	1,089.24	1,127.72
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.02	128.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.02	128.47
自己資本比率(%)	72.9	69.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△2,358	35,000
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,143	△14,980
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△15,132	△15,066
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	110,102	129,289
従業員数(人)	7,117	6,948

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

以下本報告書における金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社72社及び関連会社11社により構成されており、キャラクター事業を根幹とした玩具・模型の製造販売、アミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機等の製造販売、家庭用ゲームソフトの制作販売、モバイルコンテンツ、映像関連作品等の制作販売を主な事業とし、さらに各事業に関連する物流、企画開発及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

当第1四半期連結会計期間における、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

平成20年4月1日付で、㈱バンプレスト（以下「旧バンプレスト」という。）の組織再編を実施いたしました。具体的には、業務用ゲーム機向けのプライズ景品をはじめとする景品事業を、新設分割により、新たに設立した㈱バンプレストが承継いたしました。

また、旧バンプレストにおける家庭用ゲームソフトおよび業務用ゲーム機の企画開発を行うゲーム事業については、グループのゲーム事業を統括する㈱バンダイナムコゲームス（以下「バンダイナムコゲームス」という。）との間で、旧バンプレストを消滅会社、バンダイナムコゲームスを存続会社とする吸収合併を行い、バンダイナムコゲームスが承継いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱バンプレスト (注) 3	東京都品川区	100百万円	ゲームコンテンツ事業	100.0 (100.0)	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。

3. 平成20年4月1日付の国内グループ組織の再編に伴い、㈱バンプレスト（旧㈱バンプレスト）の景品事業を新設分割し、新設会社を㈱バンプレストといたしました。

当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社が関係会社ではなくなりました。なお、記載内容は、前連結会計年度末現在のものです。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱バンプレスト (注) 2	東京都品川区	3,020百万円	ゲームコンテンツ事業	100.0	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 平成20年4月1日付の国内グループ組織の再編に伴い、㈱バンプレスト（以下「旧バンプレスト」という。）を消滅会社、㈱バンダイナムコゲームスを存続会社とする吸収合併を行い、旧バンプレストは関係会社ではなくなりました。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	7,117 (7,864)
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	231 (40)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3. 従業員数が当第1四半期会計期間において196名増加いたしましたのは、主に平成20年4月1日付で提出会社内にグループ会社の総務・人事・経理・情報システムなどの業務を行うグループ管理本部を設置したことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）
トイホビー事業	2,471
ゲームコンテンツ事業	9,435
ネットワーク事業	51
映像音楽コンテンツ事業	4,256
その他事業	15
合計	16,230

- (注) 1. 上記金額は製造原価によって表示しております。
2. 上記金額には商品化権使用料が含まれております。
3. 上記金額はセグメント間取引の相殺消去後の数値であります。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
トイホビー事業	202	23
映像音楽コンテンツ事業	1,021	2,110
合計	1,223	2,133

(注) 上記金額はセグメント間取引の相殺消去後の数値であります。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）
トイホビー事業	35,390
アミューズメント施設事業	19,470
ゲームコンテンツ事業	25,514
ネットワーク事業	2,591
映像音楽コンテンツ事業	7,247
その他事業	4,822
消去	(5,057)
合計	89,979

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約会社名	相手先名	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
(株)バンダイナムコホールディングス(当社)	三菱UFJ信託銀行(株)	日本	平成20年5月30日	自己の株式を市場において行う取引により取得すること及びその管理を目的とする、金銭信託以外の金銭の信託契約	平成20年5月30日から平成20年8月29日まで

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰をはじめ、原材料や食品価格の急激な上昇などにより、景気の先行きへの不安が増すなか、個人消費を中心に低迷しました。また、エンターテインメント業界においても、消費低迷の影響は大きく不透明な状態が続きました。

このような経済状況のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は最終年度となる3ヵ年の中期経営計画に基づき、「ポートフォリオ経営の強化・充実・拡大」を推進しております。

事業面においては、玩具ホビー・ゲームコンテンツ・映像音楽コンテンツ事業を中心に当期は第3四半期以降に商品・サービスが集中しており、これに加えてアミューズメント施設事業につきましては、厳しい市場環境のなか既存店が苦戦し、全体として前年同期に及びませんでした。年初計画との比較では概ね計画線上の推移となりました。また、費用面では、前期完全子会社化したバンダイビジュアル(株)及びバンダイネットワークス(株)ののれんの償却費を計上いたしました。

この結果、当第1四半期の連結の業績は、売上高89,979百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益1,528百万円（前年同期比65.8%減）、経常利益2,490百万円（前年同期比55.2%減）、四半期純利益1,018百万円（前年同期比63.2%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① トイホビー事業

トイホビー事業につきましては、国内において「炎神戦隊ゴーオンジャー」の男児キャラクター玩具や、「Yes!プリキュア5 GoGo!」の女児キャラクター玩具が人気となるとともに、「データカードダス」では、新たに「ワンピース ワンピースベリーマッチ」を投入し、ターゲットの拡大を図りました。

海外においては、アメリカ・ヨーロッパにおいて「BEN10（ベンテン）」の男児キャラクター玩具が業績に貢献するとともに、「POWER RANGERS（パワーレンジャー）」の男児キャラクター玩具が堅調に推移いたしました。また、「Tamagotchi（たまごっち）」が好調に推移した前年同期には及びませんでした。

この結果、トイホビー事業における売上高は35,390百万円（前年同期比11.7%減）、営業利益は1,994百万円（前年同期比26.9%減）となりました。

② アミューズメント施設事業

アミューズメント施設事業につきましては、国内において前期及び当第1四半期に出店した大型店が堅調に推移したものの、厳しい市場環境のなか既存店売上が前年同期比で86.7%と低調な推移となりました。なお、収益性の改善へ向けて引き続き運営の効率化を図るとともに、一部店舗閉鎖へ向けた取り組みを実施いたしました。

海外においては、アメリカでは厳しい市場環境のなか苦戦しましたが、ヨーロッパでは複合施設を中心に堅調に推移いたしました。また、アジアではグループシナジーを活かした大型施設「ワンダーパークプラス」（香港）の出店へ向けて取り組みました。

この結果、アミューズメント施設事業における売上高は19,470百万円（前年同期比9.7%減）、営業利益は69百万円（前年同期比79.6%減）となりました。

平成20年6月末時点における施設の状況

直営店	レベニューシェア	テーマパーク	温浴施設	合計
379店	1,261店	5店	3店	1,648店

③ ゲームコンテンツ事業

ゲームコンテンツ事業につきましては、家庭用ゲームソフトでは、国内においてニンテンドーDS向け「めっちゃ！太鼓の達人DS 7つの島の大冒険」やWii向け「テイルズ オブ シンフォニア -ラタトスクの騎士-」など人気タイトルの最新作が好評を博しました。しかしながら、当第1四半期の大型タイトルの発売が少なく、前年同期と比較すると利益率が低下しました。海外においては、アメリカでは「NARUTO」関連のソフトや前期発売ソフトのリピーター販売により順調に推移いたしました。ヨーロッパではゲームソフトのリピーター販売を中心に好調に推移した前年同期には及びませんでした。

業務用ゲーム機では、当期は第2四半期以降に大型機投入を予定していることから、前年同期には及びませんでした。また、携帯電話などモバイル機器向けゲームコンテンツでは、ユーザー嗜好の多様化に対応したバラエティのあるコンテンツ展開により堅調に推移いたしました。

この結果、ゲームコンテンツ事業における売上高は25,514百万円（前年同期比3.8%増）、営業損失は214百万円（前年同期は401百万円の営業利益）となりました。

④ ネットワーク事業

ネットワーク事業につきましては、モバイルコンテンツ事業において、「ガンダムGATE」・「ONE PIECEモバイルジャック」などの高付加価値コンテンツから「SIMPLE 100」・「ズーキーパー」などのカジュアルゲームまで、様々なニーズに対応したゲームコンテンツが引き続き好調に推移いたしました。また、待受画面では「機動戦士ガンダム」・「ハローキティ」を中心に携帯電話カスタマイズコンテンツが人気となりましたが、着信メロディは会員数の減少傾向が続きました。

この結果、ネットワーク事業における売上高は2,591百万円（前年同期比9.8%減）となりました。また営業利益につきましては、のれんの償却費の計上もあり174百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

⑤ 映像音楽コンテンツ事業

映像音楽コンテンツ事業につきましては、映像パッケージソフトにおいては、TVアニメーション「機動戦士ガンダム00（ダブルオー）」のDVDソフトが人気となりましたが、DVDからBlu-ray Discへのハードウェアの移行に伴う端境期のなか、低調な推移となりました。また、アニメーションを中心とした音楽パッケージソフトの販売が好調に推移いたしました。

この結果、映像音楽コンテンツ事業における売上高は7,247百万円（前年同期比6.0%減）となりました。また営業損失につきましては、のれんの償却費の計上もあり234百万円（前年同期は1,107百万円の営業利益）となりました。

⑥ その他事業

その他事業につきましては、グループの各戦略ビジネスユニットへ向けた物流事業、ビル管理事業などを行っている会社から構成されており、当第1四半期は、これらのグループサポート関連業務における効率的な運営に取り組みました。

この結果、その他事業における売上高は4,822百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益は206百万円（前年同期比20.8%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

日本地域につきましては、玩具ホビー事業において、「炎神戦隊ゴーオンジャー」の男児キャラクター玩具が好調に推移し、ゲームコンテンツ事業において、家庭用ゲームソフトのニンテンドーDS向け「めっちゃ！太鼓の達人DS 7つの島の大冒険」やWii向け「テイルズ オブ シンフォニア -ラタトスクの騎士-」などが好調に推移いたしました。しかしながら、玩具ホビー・ゲームコンテンツ・映像音楽コンテンツ事業を中心に当期は第3四半期以降に商品・サービスが集中しており、これに加えてアミューズメント施設事業につきましては、厳しい市場環境のなか既存店が苦戦し、全体としては前年同期に及びませんでした。

この結果、日本地域の売上高は70,616百万円（3.4%減）となりました。また、営業利益につきましては、バンダイビジュアル㈱・バンダイネットワークス㈱の完全子会社化に伴うのれんの償却もあり889百万円（前年同期比62.3%減）となりました。

② アメリカ

アメリカ地域につきましては、玩具ホビー事業において「BEN10（ベンテン）」の男児キャラクター玩具が好調に推移いたしました。また、「Tamagotchi（たまごっち）」が好調だった前年同期には及びませんでした。アミューズメント施設事業においては厳しい市場環境のなか苦戦し、ゲームコンテンツ事業においては「NARUTO」関連のソフトや前期発売ソフトのリピート販売により順調に推移いたしました。

この結果、アメリカ地域の売上高は9,704百万円（前年同期比16.4%減）、営業損失は279百万円（前年同期は187百万円の営業利益）となりました。

③ ヨーロッパ

ヨーロッパ地域につきましては、玩具ホビー事業において「BEN10（ベンテン）」の男児キャラクター玩具が好調に推移いたしました。また、「Tamagotchi（たまごっち）」が好調だった前年同期には及びませんでした。また、アミューズメント施設事業においては、複合施設を中心に堅調に推移したものの、ゲームコンテンツ事業においては、ゲームソフトのリピート販売を中心に好調に推移した前年同期には及びませんでした。

この結果、ヨーロッパ地域の売上高は10,144百万円（前年同期比9.4%減）、営業利益は1,353百万円（前年同期比30.4%減）となりました。

④ アジア

アジア地域につきましては、玩具ホビー事業において、「POWER RANGERS（パワーレンジャー）」の男児キャラクター玩具を中心に堅調な推移となりましたが、前年同期には及びませんでした。また、アミューズメント施設事業では、バンダイナムコグループのアジア地区の情報発信源としての機能も備えた大型施設「ワンダーパークプラス」（香港）の出店へ向けて取り組みました。

この結果、アジア地域の売上高は7,818百万円（前年同期比10.6%減）、営業利益は428百万円（前年同期比42.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比べ19,187百万円減少し、110,102百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は2,358百万円（前年同期は1,692百万円の増加）となりました。これは売上債権の減少額が22,071百万円（前年同期は23,287百万円）など資金の増加要因はありましたが、全体としては未払金の減少額が8,967百万円（前年同期は4,098百万円）、法人税等の支払額が6,880百万円（前年同期は10,142百万円）、仕入債務の減少額が6,659百万円（前年同期は6,417百万円）となったことなどにより資金が減少いたしました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は2,143百万円（前年同期は7,090百万円の減少）となりました。これは有形・無形固定資産の取得による支出が2,293百万円（前年同期は4,180百万円）ありましたが、有形固定資産の売却による収入が3,405百万円（前年同期は531百万円）あったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は15,132百万円（前年同期比3.2%減）となりました。これは主に自己株式取得に伴う金外信託の預入による支出が12,000百万円（前年同期はなし）、配当金の支払額が3,053百万円（前年同期は4,127百万円）あったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお平成20年8月6日に公表のとおり、グループのリソースや強みを有効活用し総合力と相乗効果を発揮することを目的に、ネットワーク事業の主幹会社であるバンダイネットワークス㈱と、ゲームコンテンツ事業の主幹会社である㈱バンダイナムコゲームスを平成21年4月に統合することを決定しております。

《会社の支配に関する基本方針》

① 基本方針の内容

当社グループの企業価値

当社グループは、「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」をビジョンに、世界中の人々に「夢・遊び・感動」を提供することをミッションとしています。

一方、変化の速いエンターテインメント業界でグローバル規模の競争を勝ち抜くためには、強固な経営基盤を築くだけでなく、常に時代や環境の変化を先取りしたエンターテインメントを創造することが不可欠であり、これがひいては当社の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方を巡っても、当社の企業価値の向上に繋がるものであるか否かが考慮されなければなりません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以上のような当社グループの経営ビジョンやミッション及びその遂行を支えるコンテンツ等の経営資源、さらには当社に関わる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社の株式の大量取得を行おうとしている者が、おおむね次のような者として当社の企業価値を害する者である場合には、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

- ・ 企業価値を毀損することが明白な者
- ・ 買収提案に応じなければ不利益な状況を作り出し、株主に売り急がせる者
- ・ 会社側に判断のための情報や、判断するための時間を与えない者

② 取組みの具体的内容

当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者として、基本方針を実現するため、次のとおり取り組んでおります。

企業価値向上策

・中期経営計画の推進

多岐に渡る「事業」、世界を視野に入れた「地域」、豊富な「コンテンツ」の3つで構成されるポートフォリオを、立体的・多重的に組合せることで強固で安定的な展開を図ることができる独自のポートフォリオ経営をさらに強化・充実・拡大してまいります。同時に、ポートフォリオ間の連動によりスパイラル的なシナジー効果を生み出しグループの成長力を最大化してまいります。またコンテンツ創出から商品販売・ロケーション展開までトータルで展開できるグループ内のシステムである「エンターテインメント・ハブ機能」をグループ内のシナジー効果により強化するとともに、国内外の外部パートナーとの相互活用によりさらに拡充を図ります。

・効率経営の推進

当社グループでは、従来より効率経営の推進を図っております。

事業面では、事業を5つの「戦略ビジネスユニット(SBU)」と、その他事業に再編成し、事業を各戦略ビジネスユニットで統括し、効率的なグループ経営を行っております。

当第1四半期連結会計期間においては、これをさらに推進するため、平成20年4月1日付で、(株)バンプレストのゲーム事業を(株)バンダイナムコゲームスへ移管するとともに、当社にシェアードサービス部門を設置し、当社グループの管理部門の機能を集約しております。

資金面では、その効率的な活用についての基本方針を決定しております。具体的には、保有資金から運転資金や事業に関わる先行投資資金などを控除した額について、直近及び翌期の業績見込みや投資案件などを総合的に勘案したうえで、株主還元などを目的とした自己株式の取得を検討してまいります。

その一環として、保有資産の有効活用、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行のため、自己株式を買い受けることを決定し、実施いたしました。

・積極的なIR活動

当社は、金融商品取引法及び(株)東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って、情報開示を適時・的確に行っております。そして、株主の皆様に対し経営戦略や事業方針について、明確に伝える透明性の高い企業でありたいと考えております。そのため、会社説明会や決算説明会など、社長をはじめとした経営者自身が、国内外の個人投資家・機関投資家及び証券アナリストなどに対し、直接語りかけていく場を充実すべく努力しております。

・積極的な株主還元策

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策と位置づけており、当社グループの競争力を一層強化し、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。具体的には、安定配当額として年間24円を基本に、連結業績に応じて配当性向30%を目標に株主還元を実施することを基本方針としております。

また、当社では、効率経営の推進を目的に、資金活用について基本方針を定めて運用してまいりましたが、さらに、この度利益配分の考え方を明確にいたしました。

従来は、期間損益の最終利益のうち、配当性向30%相当額を控除した残りの金額については、原則として今後の投資及び財務体質の強化を目的に内部留保に充当してまいりました。現時点における株主資本の水準を勘案した結果、この内部留保に充当していた金額について、保有資金額、業績動向、直近の株価の推移、大型投資案件の有無などを総合的に勘案したうえで、その一部を自己株式の取得に充当することといたしました。

なお、平成20年3月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を取得することを以下のとおり決議いたしました。

(1) 取得する理由

保有資産の有効活用及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため

(2) 取得する株式の種類

当社普通株式

(3) 取得する株式の総数

8,000千株（上限）

(4) 株式の取得価額の総額

12,000百万円（上限）

(5) 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

(6) 取得する期間

平成20年4月1日から平成20年12月30日まで

また、平成20年7月30日までに、8,000千株（10,438百万円）の株式の買付を実施し、同日をもって当該買付はすべて終了いたしました。

買収防衛策

当社は、現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。企業価値向上策に従って、経営戦略・事業戦略を遂行し、グループ企業価値を向上させることが、不適切な買収への本質的な対抗策であると考えているからです。

もっとも、株主の皆様から経営を負託された者として、今後、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者が出現する場合に備え、買収防衛の体制整備にも努めてまいります。

具体的には、万一不適切な買収者が現れた場合に、当該買収者による提案に対し、経営陣の保身に走ることなく、企業価値の向上を最優先した判断を下すことができる体制を構築してまいります。そして、新株予約権等を活用した買収防衛策についても、法令や社会の動向を注視しつつ、検討してまいります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4,259百万円であります。また、このほかに、開発部門で発生したゲームコンテンツに係る支出額は、5,096百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社の㈱バンダイナムコゲームスは、以下の主要な設備を売却しております。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	アミューズ メント施 設・機器	土地 (面積千㎡)	有形固定資産 「その他」	合計	
㈱バンダイナムコ ゲームス	横浜未来研究所 (神奈川県横浜市)	ゲームコン テンツ事業	管理・販 売・生産管 理・研究開 発設備	267	—	1,951 (10)	7	2,225	—

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	256,080,191	256,080,191	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	256,080,191	256,080,191	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月28日取締役会決議

・第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,263
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月10日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 1株当たり払込価額であります。
3. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. ① 新株予約権の割当後、権利行使期間開始日までの当社株価成長率が、TOPIX（東証株価指数）成長率を上回らない場合は、権利行使することができません。なお、当社株価成長率は、権利行使期間開始日の属する月の前3ヶ月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を、割当日の属する月の前3ヶ月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算出するものとします。なお、TOPIX成長率も、当社株価成長率と同様の方法により算出します。
② 新株予約権者は、その地位を喪失した場合（取締役の退任）においても、権利を行使することができます。
③ 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人（1名に限る。）が行うものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
⑤ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 - ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

・第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,497
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月10日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 1株当たり払込価額であります。
3. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. ① 権利付与時に、新株予約権者が所属する戦略ビジネスユニットの売上高及び営業利益などを評価指標として、年次業績目標と評価期間(権利付与時から権利行使可能時までの3年間)を定め、当該評価期間中、各年度ごとに目標達成率を測定し、評価期間終了時における各達成率が、評価期間の平均で50%以上となった場合に、権利行使できるものとします。ただし、この場合であっても、権利行使により取得することができる株式数は、平均達成率と同等の割合(上限を100%とする。)によります。
- ② 新株予約権者は、その地位を喪失した場合(取締役の退任)においても、権利を行使することができます。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人(1名に限る。)が行うものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
- ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- ⑤ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

・第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	18,050
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,805,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,754 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月10日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,754 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 1株当たり払込価額であります。

なお、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合、単元未満株式の売渡請求に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. ① 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社グループ会社の使用人の地位を保有していることを要します。
- ② ①の規定にかかわらず、新株予約権者は自己都合により退職した場合には、当該事由発生後6ヶ月に限り付与された新株予約権を保有し権利行使できるものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。なお、会社都合による退職の場合その他会社が正当と認める場合には、その権利及び権利行使期間に変更はないものとします。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人（1名に限る。）が行うものとします。この場合に、当該相続人は当該事由発生後6ヶ月（新株予約権の権利行使期間到来前に新株予約権者が死亡した場合には、権利行使期間到来から6ヶ月）に限り、付与された新株予約権を保有し権利行使ができるものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
- ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- ⑤ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 - ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

② 平成19年3月23日取締役会決議

・第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,760
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	576,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,895 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,895 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 1株当たり払込価額であります。

なお、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合、単元未満株式の売渡請求に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. ① 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社グループ会社の使用人の地位を保有していることを要します。
 - ② ①の規定にかかわらず、新株予約権者は自己都合により退職した場合には、当該事由発生後6ヶ月に限り付与された新株予約権を保有し権利行使できるものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。なお、会社都合による退職の場合その他会社が正当と認める場合には、その権利及び権利行使期間に変更はないものとします。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人（1名に限る。）が行うものとします。この場合に、当該相続人は当該事由発生後6ヶ月（新株予約権の権利行使期間到来前に新株予約権者が死亡した場合には、権利行使期間到来から6ヶ月）に限り、付与された新株予約権を保有し権利行使ができるものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
 - ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
 - ⑤ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 - ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

③ 平成19年6月25日取締役会決議

・第2回－1新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	926
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月10日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 1株当たり払込価額であります。
3. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. ① 新株予約権の割当後、権利行使期間開始日までの当社株価成長率が、TOPIX（東証株価指数）成長率を上回らない場合は、権利行使することができません。なお、当社株価成長率は、権利行使期間開始日の属する月の前3ヶ月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を、割当日の属する月の前3ヶ月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算出するものとします。なお、TOPIX成長率も、当社株価成長率と同様の方法により算出します。
- ② 新株予約権者は、その地位を喪失した場合（取締役の退任）においても、権利を行使することができます。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人（1名に限る。）が行うものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
- ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- ⑤ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

・第2回－2新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,647
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	264,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月10日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2. 1株当たり払込価額であります。
3. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. ① 権利付与時に、新株予約権者が所属する戦略ビジネスユニットの売上高及び営業利益などを評価指標として、年次業績目標と評価期間(権利付与時から権利行使可能時までの3年間)を定め、当該評価期間中、各年度ごとに目標達成率を測定し、評価期間終了時における各達成率が、評価期間の平均で50%以上となった場合に、権利行使できるものとします。ただし、この場合であっても、権利行使により取得することができる株式数は、平均達成率と同等の割合(上限を100%とする。)によります。
- ② 新株予約権者は、その地位を喪失した場合(取締役の退任)においても、権利を行使することができます。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人(1名に限る。)が行うものとします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
- ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- ⑤ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	256,080,191	—	10,000	—	2,500

(5) 【大株主の状況】

- ① 当第1四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を4,328,600株取得したこと等により、平成20年6月30日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都港区港南2-16-2	5,701	2.2

- ② 当第1四半期会計期間において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから平成20年6月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年6月3日付で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティール, ブルトン ストリート1, タイムアンド ライフ ビル5階	27,299	10.7

- ③ 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアールエルエルシー(FMR LLC)から平成20年6月20日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年6月13日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー	15,450	6.0
エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)	米国02109マサチューセッツ州ボストン、デヴォンシャー・ストリート82	1,290	0.5
計	—	16,740	6.5

- ④ 当第1四半期会計期間において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及びエム・ユー投信顧問株式会社から平成20年6月30日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年6月23日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	6,083	2.4
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	12,582	4.9
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	903	0.4
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3-2-15	495	0.2
計	—	20,065	7.8

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己株式) 普通株式 1,371,200 (相互保有株式) 普通株式 518,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 253,732,900	2,537,329	—
単元未満株式	普通株式 457,191	—	—
発行済株式総数	256,080,191	—	—
総株主の議決権	—	2,537,329	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が53,200株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数532個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己株式) 株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都港区港南 2-16-2	1,371,200	—	1,371,200	0.54
(相互保有株式) 株式会社ハピネット	東京都台東区駒形 2-4-5 駒形CAビル	227,800	—	227,800	0.09
(相互保有株式) バンダイネットワークス株式会社	東京都港区東新橋 1-6-1	94,700	—	94,700	0.04
(相互保有株式) バンダイビジュアル株式会社	東京都港区東新橋 1-9-2	196,400	—	196,400	0.08
計	—	1,890,100	—	1,890,100	0.74

(注) 平成20年6月30日現在の自己株式の所有株式数は5,701,956株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は2.23%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	1,460	1,484	1,359
最低（円）	1,293	1,272	1,180

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106,876	126,103
受取手形及び売掛金	48,181	73,140
有価証券	6,188	7,068
商品	7,815	7,575
製品	4,639	3,887
原材料	3,323	2,450
仕掛品	22,838	21,481
貯蔵品	920	1,034
その他	33,187	25,578
貸倒引当金	△612	△607
流動資産合計	233,360	267,713
固定資産		
有形固定資産	※1 58,802	※1 63,446
無形固定資産		
のれん	14,778	15,800
その他	10,956	11,191
無形固定資産合計	25,734	26,991
投資その他の資産		
その他	56,967	56,087
貸倒引当金	△1,265	△1,215
投資その他の資産合計	55,702	54,871
固定資産合計	140,238	145,309
資産合計	373,599	413,023
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,107	42,603
短期借入金	5,338	5,338
未払法人税等	3,693	9,262
引当金	2,092	2,385
その他	32,752	42,059
流動負債合計	77,983	101,648
固定負債		
長期借入金	10,662	10,662
引当金	1,728	1,598
負ののれん	317	346
その他	7,520	8,823
固定負債合計	20,228	21,430
負債合計	98,212	123,079

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	87,945	87,945
利益剰余金	191,323	192,865
自己株式	△8,520	△2,840
株主資本合計	280,749	287,971
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672	192
繰延ヘッジ損益	△368	△112
土地再評価差額金	△6,284	△6,284
為替換算調整勘定	△2,476	5,028
評価・換算差額等合計	△8,457	△1,175
新株予約権	1,600	1,531
少数株主持分	1,494	1,616
純資産合計	275,386	289,944
負債純資産合計	373,599	413,023

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	89,979
売上原価	58,610
売上総利益	31,368
販売費及び一般管理費	※ 29,840
営業利益	1,528
営業外収益	
受取利息	561
受取配当金	106
負ののれん償却額	28
持分法による投資利益	121
為替差益	257
その他	84
営業外収益合計	1,161
営業外費用	
支払利息	56
デリバティブ評価損	55
不動産賃貸費用	42
その他	45
営業外費用合計	199
経常利益	2,490
特別利益	
固定資産売却益	1,563
貸倒引当金戻入額	5
その他	2
特別利益合計	1,571
特別損失	
固定資産売却損	1
減損損失	38
特別退職金	662
和解金	507
その他	159
特別損失合計	1,369
税金等調整前四半期純利益	2,692
法人税等	1,601
少数株主利益	73
四半期純利益	1,018

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,692
減価償却費	4,956
減損損失	38
のれん償却額	993
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	68
引当金の増減額 (△は減少)	△167
受取利息及び受取配当金	△668
支払利息	56
為替差損益 (△は益)	△81
持分法による投資損益 (△は益)	△121
固定資産除却損	36
固定資産売却損益 (△は益)	△1,561
アミューズメント施設・機器除却損	117
投資有価証券評価損益 (△は益)	114
売上債権の増減額 (△は増加)	22,071
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,869
アミューズメント施設・機器設置額	△1,568
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,659
未払金の増減額 (△は減少)	△8,967
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,272
その他	△2,335
小計	3,871
利息及び配当金の受取額	687
利息の支払額	△36
法人税等の支払額	△6,880
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△18
定期預金の払戻による収入	1,000
有形固定資産の取得による支出	△1,644
有形固定資産の売却による収入	3,405
無形固定資産の取得による支出	△649
投資有価証券の取得による支出	△136
貸付けによる支出	△30
貸付金の回収による収入	1
差入保証金の差入による支出	△278
差入保証金の回収による収入	491
その他	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,143

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式取得に伴う金外信託の預入による支出	△12,000
自己株式の取得による支出	△3
配当金の支払額	△3,053
少数株主への配当金の支払額	△76
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,132
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,982
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△20,330
現金及び現金同等物の期首残高	129,289
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,142
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 110,102

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1)連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、サンライズ音楽出版(株)及びBEEZ ENTERTAINMENT S. A. S. は重要性が増加したため、連結の範囲に加えております。 なお、(株)バンプレストは、平成20年4月1日付で新設分割を行い、新設会社を(株)バンプレストとするとともに、分割会社を(株)バンダイナムコゲームスに吸収合併いたしました。これに伴い、当第1四半期連結会計期間より分割会社(株)バンプレストを連結の範囲から除外し、新設会社(株)バンプレストを連結の範囲に加えております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 57社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 国内連結子会社は、従来、ゲームソフト等の仕掛品については個別法による原価法、その他通常の販売目的で保有するたな卸資産については、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、ゲームソフト等の仕掛品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他通常の販売目的で保有するたな卸資産については、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、営業利益は4百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ11百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3)「リース取引に関する会計基準」等の適用</p> <p>当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準等適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 一部の国内連結子会社は、平成20年度法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、122,389百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、124,834百万円 であります。
2 保証債務 海外子会社の取引先に対する 貸借契約の保証 72百万円	2 保証債務 海外子会社の取引先に対する 貸借契約の保証 82百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬及び給料手当	7,494百万円
退職給付費用	269
役員賞与引当金繰入額	296
役員退職慰労引当金繰入額	5
貸倒引当金繰入額	197

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	106,876百万円
有価証券勘定	6,188
計	113,065
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	△2,963
現金及び現金同等物	110,102

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 256,080,191株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,097,613株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,600百万円

なお、ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,053	12	平成20年3月31日	平成20年6月24日	利益剰余金

(注) 関係会社が保有する自己株式に係る配当金は控除して記載しております。なお、控除前の金額は3,056百万円です。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行い、この取得により、自己株式が4,328,600株(5,676百万円)増加しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	トイホビ ー事業 (百万円)	アミュー ズメント 施設事業 (百万円)	ゲームコ ンテンツ 事業 (百万円)	ネットワ ーク事業 (百万円)	映像音楽 コンテン ツ事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対す る売上高	34,779	19,349	24,136	2,537	6,993	2,183	89,979	—	89,979
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	611	121	1,377	54	253	2,639	5,057	(5,057)	—
計	35,390	19,470	25,514	2,591	7,247	4,822	95,036	(5,057)	89,979
営業利益(損失:△)	1,994	69	△214	174	△234	206	1,996	(467)	1,528

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な製品

- (1) トイホビー事業 ……………玩具、玩具菓子、自動販売機用商品、カード、模型、アパレル、生活用品、文具等
- (2) アミューズメント施設事業 ……アミューズメント施設運営等
- (3) ゲームコンテンツ事業 ……………家庭用ゲームソフト、業務用ビデオゲーム機、アミューズメント機器向け景品等
- (4) ネットワーク事業 ……………モバイルコンテンツ等
- (5) 映像音楽コンテンツ事業…………映像作品、映像ソフト、オンデマンド映像配信等
- (6) その他事業 ……………製品の輸送・保管、リース、不動産管理、印刷、環境機器の開発・販売等

3. 会計方針の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

この変更に伴い、各セグメントの営業利益に与えた影響額は、次のとおりであります。

	トイホビ ー事業 (百万円)	アミュー ズメント 施設事業 (百万円)	ゲームコ ンテンツ 事業 (百万円)	ネットワ ーク事業 (百万円)	映像音楽 コンテン ツ事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業利益	△4	—	—	—	—	—	△4	—	△4

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	67,674	9,158	10,142	3,004	89,979	—	89,979
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,941	546	2	4,814	8,304	(8,304)	—
計	70,616	9,704	10,144	7,818	98,283	(8,304)	89,979
営業利益（損失：△）	889	△279	1,353	428	2,392	(863)	1,528

(注) 1. 国または地域の区分の方法及び各区分に属する主な国または地域

(1) 国または地域の区分の方法は、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等によっております。

(2) 各区分に属する主な国または地域

- ① アメリカ……………アメリカ合衆国・カナダ
- ② ヨーロッパ……………フランス・イギリス・スペイン
- ③ アジア……………香港・タイ・韓国

2. 会計方針の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。

この変更に伴い、各セグメントの営業利益に与えた影響額は、次のとおりであります。

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
営業利益	—	—	△3	△1	△4	—	△4

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アメリカ	ヨーロッパ	アジア	計
I 海外売上高（百万円）	9,386	10,473	3,740	23,600
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	89,979
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.4	11.6	4.2	26.2

- (注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高の合計額であります。
2. 国または地域の区分の方法及び各区分に属する主な国または地域
- (1) 国または地域の区分の方法は、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等によっております。
- (2) 各区分に属する主な国または地域
- ① アメリカ……………アメリカ合衆国・カナダ・中南米諸国
- ② ヨーロッパ……………フランス・イギリス・スペイン・中東・アフリカ諸国
- ③ アジア……………香港・シンガポール・タイ・韓国・オーストラリア・中国・台湾

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、開示を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、開示を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 69百万円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(共通支配下の取引等)

国内グループ組織の再編

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合及び事業分離の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

- ① (株)バンダイナムコゲームス … 家庭用ゲームソフト、業務用ビデオゲーム機等の企画・開発・販売
- ② (株)ナムコ … アミューズメント施設等の運営
- ③ (株)バンプレスト (新設分割設立会社) … 業務用ゲーム機向けのプライズ景品等の企画・開発・販売
- ④ (株)バンダイ … 玩具、アパレル等の製造・販売
- ⑤ (株)バンダイナムコホールディングス (当社) … 経営戦略の立案・遂行及びグループ会社の経営管理・指導

(2) 企業結合及び事業分離の法的形式

- ① (株)バンプレストの新設分割による子会社(新(株)バンプレスト)設立
- ② (株)バンプレストを吸収分割会社とし(株)ナムコを吸収分割承継会社とする会社分割
- ③ (株)バンプレストを吸収分割会社とし当社を吸収分割承継会社とする会社分割
- ④ (株)バンプレストを消滅会社とし(株)バンダイナムコゲームスを吸収合併存続会社とする合併
- ⑤ (株)バンダイを吸収分割会社とし当社を吸収分割承継会社とする会社分割

(3) 取引の目的を含む取引の概要

グループの企業価値最大化を目的に、平成20年4月1日付で国内におけるグループ組織再編を実施いたしました。

① (株)バンプレストのゲーム事業の移管・統合

(株)バンプレストの家庭用ゲームソフト及び業務用ゲーム機の企画開発を行うゲーム事業をグループのゲーム事業を統括する(株)バンダイナムコゲームスに移管し同社のゲーム事業と統合、(株)バンプレストの子会社としてアミューズメント施設運営事業を行っている(株)プレジャーキャスト及び(株)花やしきをグループのアミューズメント施設運営事業を統括する(株)ナムコの子会社とし、(株)バンプレストは業務用ゲーム機向けのプライズ景品をはじめとする景品事業を中心に展開する体制となりました。

② グループサポート機能を有する子会社の集約

平成20年4月1日付で当社内にシェアードサービス部門を設置することに伴い、(株)バンダイ及び(株)バンプレストの行っていた(株)バンダイナムコビジネスサービス及び(株)アートプレストの株式管理事業を当社へ移管いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準三 4. 共通支配下の取引等の会計処理 (1) 共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を実施いたしました。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,089.24 円	1株当たり純資産額	1,127.72 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.02 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	4.02 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	1,018
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,018
期中平均株式数(千株)	253,230
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	301
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

(自己株式の消却について)

当社は、平成20年8月6日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを、以下のとおり決議いたしました。

- (1) 消却の理由
資本効率の向上及び株主価値の増進を図るため
- (2) 消却の方法
その他資本剰余金から減額
- (3) 消却する株式の種類
当社普通株式
- (4) 消却する株式の数
6,080,191株
- (5) 消却日
平成20年8月18日

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、開示を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

株式会社バンダイナムコホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々 誠一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能周 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バンダイナムコホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バンダイナムコホールディングス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年8月6日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。